

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 54 年 3 月まで  
② 昭和 62 年 4 月から平成 4 年 3 月まで

申立期間については、夫が私の国民年金保険料の免除申請を行ってくれたはずであるにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、その直前の昭和 54 年度から 61 年度までの国民年金保険料が免除とされており、申立人は免除申請を行ったことはないとしていることから、申立内容のとおり、その夫が申立人の保険料の免除申請を行っていたと考えられるところ、8 年間にわたって免除申請を続けてきた申立人の夫が、特に生活状況が好転した事情も見当たらない申立期間②の免除申請を行わなかったとは考え難い。

2 申立期間①については、申立人は、「A 市に居住しており、夫が同市役所に行って国民年金保険料の免除申請を行っていた。」と主張しているが、改製原戸籍の附票により、申立人が同市に住所を定めた日を昭和 39 年 3 月 31 日とする処理が、52 年 1 月 6 日に行われていることが確認できることから、同日よりも前に同市において保険料の免除申請が行われたとは考え難い。

また、国民年金手帳記号番号払出（管理）簿及び職権適用者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 8 月 31 日に A 市に払い出され、職権適用されていることが確認できる一方、別の国民年金手帳記号番号払出（管理）簿により、申立人には別の国民年金手帳記号番号が、A 市

に来る前に居住していたとするB市において払い出されていることが確認できるが、B市居住当時の国民年金手帳記号番号に係る特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録により、42年12月から平成4年4月に至るまで不在被保険者とされていたことが確認できることから、当該別番号によりB市において保険料の免除申請が行われたことも考え難い。

さらに、申立人が申立期間①について国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料は無く、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から平成4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月16日から40年2月1日まで  
昭和39年12月16日付けでB社からグループ会社であるA社へ期間を空けずに異動したにもかかわらず、申立期間が被保険者期間となっていない。  
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同日付けでB社からA社に異動した元同僚が所持する給与明細書、B社から提出された人事記録の写し及び雇用保険の記録により、申立人がB社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（昭和39年12月16日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和40年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できないが、商業登記簿により、同社は、39年12月16日に設立され、申立期間において既に電気通信機械器具及びその他機械器具の販売を業として営業実態があったことが確認できるとともに、元同僚が、「申立期間当時、CとDの営業所を合わせると35人ぐらいが勤務していた。」と証言していることから、同社は、申立期間において当時の厚生年金保険法に

定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間は適用事業所としての記録管理がなされていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 長野国民年金 事案 747

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 57 年 3 月まで

申立期間当時は医院に勤務していたが、厚生年金保険の適用事業所ではなく、それまで厚生年金保険に加入していたのを無駄にしたくなかったため、年金を継続するという考えがあったと記憶しているにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が唯一所持している年金手帳を見ると、初めて国民年金被保険者となった日の欄に昭和 64 年 1 月 1 日と記載されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「それまで厚生年金保険に加入していたのを無駄にしたくなかったため、年金を継続するという考えがあったと記憶している。」と主張しているものの、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する記憶は無く、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月

平成2年9月に結婚し、名前と住所を変更するために母と一緒に社会保険事務所（当時）へ行ったが、その際に国民年金保険料の未納を指摘されたため、その場で未納分をすべて納付したにもかかわらず、申立期間の1か月が未納のままとされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成2年9月ごろに国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」の欄を見ると、「新規申出日 3年2月8日」と記載されていることから、申立人はこの日に初めて国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、この時点において、元年1月及び同年2月の国民年金保険料は納付可能である（実際に、納付済みとなっている。）ものの、申立期間の保険料については、時効により納付することができない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する平成2年9月の時点においても、申立期間の国民年金保険料については、時効により納付することができない。

さらに、実際に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に他界している上、申立人は、「母と一緒に社会保険事務所へ行ったが、手続しているところを見ていなかったのので、どのような手続を行ったか、いつの分をいくら納付したか等については分からない。」としており、加入及び納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から同年12月まで  
国民年金保険料は20歳になったら必ず納付するものと思っていたため、20歳になる前に失業した時には納付していないが、20歳以降はすべて納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号に近接する番号の被保険者の加入手続等の状況から、申立人は平成6年5月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認できるとともに、申立人が唯一交付されたとする年金手帳により、直前の厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年4月21日付けで初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付場所、納付金額等についての記憶が無く、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで  
平成 15 年 4 月 11 日付けの A 社会保険事務所 (当時) からの回答では、B での資格取得日が昭和 42 年 4 月 1 日となっていたが、平成 21 年 6 月 2 日付けの C 共済組合連合会からの回答では資格取得日が昭和 43 年 4 月からになっており、申立期間の記録が無くなっているため調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された B の経歴書により、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月 4 日から 43 年 3 月 26 日まで D 学園 E 科に在籍していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、D 学園が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、独立行政法人 F 機構 G 部は、「申立人は、申立期間において、B に採用する前提の臨時雇用員の身分をもっての教育期間と解され、申立人と B の間に将来にわたる雇用契約が成立しているものと思慮されるが、日々就労しておらず、対価の対象期間として取扱いされず、厚生年金保険加入期間から除外されているものと推認される。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人から D 学園の同期生として名前が挙げられた 6 人は、申立人と同様に、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 15 日から同年 8 月 20 日まで  
A 社 B 工場へ臨時社員として勤めていた。退職後に健康保険証を返却に行き、担当者から早く返してもらわないと困るとしつ責されたことを覚えている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する社員旅行の写真及び元同僚の証言により、勤務した期間は明らかではないが、申立人が A 社 B 工場（現在は、C 社）に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「臨時社員として当該事業所に勤めた。」と説明しているところ、当時の事務担当者は、「臨時社員は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、当該事業所は、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を廃棄していることから、申立人の当該事業所における勤務期間等について確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後において、健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。